

令和7年3月19日公表

## 令和6年度 第2回東京支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和7年2月21日(金) 東京支社	
出席委員 (敬称略。委員については、 50音順。)	委員長：飯田 直久(弁護士) 委員：井上 徹(横浜国立大学名誉教授) 岡田 正則(早稲田大学大学院法務研究科教授) 長田 敦(弁護士) 南部 利之(元 公正取引委員会事務総局審査局長)	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
工事(一般競争入札)	1件	
調査等	1件	
物品・役務	1件	
変更契約	1件	
委員からの意見・質問、それ に対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は 勧告の内容	<p>今回の審議案件について、特に問題なく妥当と判断する。</p> <p>以下4点ほど委員会から申し上げたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査事案については、引き続き、運用を適切に行って欲しい。併せて、当初の低入札価格調査時において、契約制限価格と入札金額に大きな乖離がある場合は、下請会社へのしわ寄せがないかを低入札価格調査時にヒアリングと合わせて実態調査なども検討して欲しい。</li> <li>・技術提案・交渉方式を採用する際は、設計内容を精査し、価格への反映が適切になされるようにするなど、価格面において、競争性が働く工夫を検討していただきたい。</li> <li>・せり下げ方式事案においては、3回目に大幅に価格が下がる状況となっており、価格の妥当性を協議により確認しているが、基準価格設定などにより適切な入札方式となるよう検討してほしい。</li> <li>・追加の規模や種別により当初契約から切り離す判断をするなど、適切な工事発注のルール作りや公正な価格を反映できるようチェックできる基準を設けるなど検討をお願いしたい。なお、変更契約に際して、資料作成等で受注者の過度な負担とならないような配慮もお願いしたい。</li> </ul>	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告	
意見・質問	回答
① 平均応募者数の減少傾向が見られるが、技術者の確保の難しさなどが要因であると思うが、インフラを支える担い手の確保の観点から何か将来的な展望や対応を考えているのか？	① 働き方改革により、労働基準法が建設業界にも適用されたばかりであり、技術者の育成もこれからの状況であるが、魅力のある事業であることを適宜発信し、人材の確保のため環境整備など公共事業の発注者としても適切な対応ができるよう検討していきます。
② 統計の取りまとめや分析にあたって、年1回程度中長期的な傾向についての報告を検討してほしい。	② 当社を取り巻く環境もかなり変化が見られるので、傾向分析ができないか検討します。

2. 入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告	
意見・質問	回答
① 特に意見等なし	① —

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事(一般競争入札)	
工事名: 東名高速道路 焼津インターチェンジ電気室改築工事	
<p>① 低入札となった大きな要因は、何が想定されるのか?</p> <p>② 下請会社へのしわ寄せがないとのことであるが、当初の低入札価格調査時において、契約制限価格と入札金額に大きな乖離がある場合は、低入札価格調査時にヒアリングと合わせて実態調査なども検討して欲しい。</p> <p>③ 調査内容が十分であるのか? もう少し確認する項目があってもよいのではないか?</p>	<p>① 手持ち工事がなかったこと、工事場所が受注者の所在地と近接していたことと、受注意欲の高さが主な要因と想定されます。</p> <p>② 見積は過去の当社工事の参加実績がある下請会社から提出されたもので、適正な工事が履行可能であるとの認識から「下請会社へのしわ寄せがない」と判断しておりますが、ご意見については参考にさせていただきます。</p> <p>③ 低入札重点価格調査については、手持ち工事の状況や適正な施工体制の確保のほか会社の経営状況など、通常の下入札価格調査よりも調査項目を大幅に拡大して実施しております。</p>

(2) 調査等	
調査等名: 中央自動車道(特定更新等)仙川高架橋床版取替工事(詳細設計その1)	
<p>① 本方式を採用する技術的に難しい点や適正な仕様が確定できない特殊性を端的に説明してほしい。</p> <p>② 1 者でのみの参加で、技術提案を審査し設計に基づいて工事の相手方を決定するが、価格要素が勘案されず競争性も働かないのではないか?</p> <p>③ 複数個所に区分して入札を行うと東京オリンピックのような受注配分調整がなされる可能性があるので注意した方がよい。</p>	<p>① 交通量が 8 万台/日を超える路線で、片側 2 車線を確保しつつ渋滞を抑制しながら、同時にランプ施工やう回路の設置含めて実施する工事であることから、民間の知見も得ながら工事を進める必要があります。</p> <p>② 入札公告においては、設計に係る目安価格を提示しており、有識者会議や社内審査でオーバースペックとなる内容は確認しております。設計受注者は工事契約の優先権を持つということで、交渉不成立の可能性はあります。</p> <p>③ —</p>

(3) 物品・役務	
件名: 東京支社管内 仮設 LED 表示板リース契約(2024年度)	
<p>① 表示内容には事故防止が含まれているのか？事務所ごとに配置されているが、システム対応は問題ないのか？</p> <p>② 入札金額が3回目で大幅に減額されているが、最低価格を周知するなど、せり下げ方式の入札方法を工夫する必要があると思われる。</p> <p>③ 当初入札額の内容確認や入札の開始にあたって、「入札状況により1回目で入札を打ち切る場合があります」といった告知により適正な応札額とする対応も検討してはどうか？</p>	<p>① 本線設置の表示板の内容は、交通管理者である警察との協議で決まっております。一方、仮設 LED 表示板の内容は当社の判断で表示することができ、事故防止の注意喚起のほか、最新の情報が提供できるなど、フレキシブルな対応ができます。また、システム対応も特に問題はありません。</p> <p>② せり下げ方式においては、3回入札が実施されるため、最終の3回目に下限の応札額とする傾向が見られます。</p> <p>③ 入札金額の妥当性については、協議により妥当性を確認しているところですが、せり下げ方式の入札方法については、よりよい手法が取れないか検討いたします。</p>

(4) 変更契約	
工事名: 中部横断自動車道 高山地区のり面補強工事	
<p>① やむを得ない事情があったことは理解するが、当初見込んでいないものを追加することに対する件名との整合性の対応やある一定の限度を定めて別途発注とするといった検討は進めて欲しい。</p> <p>② 変更契約を行うにあたって、金額の精査はしっかりと対応してほしい。併せて、受注者の資料作成など過度の作業負担とならないよう配慮をお願いしたい。</p>	<p>① 当初見込んでいないものを追加する場合、引き続き、その妥当性を確認するとともに、個別契約や一定の限度を定めて別途発注とするといった検討は進めていきたいと考えております。</p> <p>② 大幅な金額変更や工期延長事案については、別途発注などによる切り分けができないかなどを、検討していきたいと考えております。また、受注者の作業ポリシーに対する配慮も引き続き注意していきます。</p>